
国際標準化機構（ＩＳＯ）証券業務及び関連金融商品 に関する分科委員会の開催結果について

日証協・平１６．９．２０・２１

国際標準化機構（ＩＳＯ；International Organization for Standardization）の「証券業務及び関連金融商品に関する分科委員会（以下「ＳＣ４」という。）」では、第２１回年次総会を去る９月２０日、２１日の２日間に大韓民国のソウル特別市において開催した。本協会では、従来からこの国際会議にＰメンバー（注：投票権のあるメンバーのこと、他に投票権のないオブザーバーのＯメンバーがある。）として参加している。以下は、本会議の開催状況についての報告である。なお、文中意見にわたる部分は私見である。

１．ＩＳＯとは

ＩＳＯは、国際的に通用する規格や標準類を制定するための国際機関である。本協会では、証券取引の国際化及びコンピュータ化が急速に進展する中で、このＳＣ４が担当する証券業務等の標準化は、我が国証券・金融業界にとって、今後ますます重要なものになるとの観点から、世界各地で開催されるＳＣ４年次総会に出席し、ＳＣ４における検討に我が国証券金融業界の意見を反映させるとともに、ＳＣ４の場で何が議論されているかを国内の関係諸団体等に伝達している。また、年間を通じてＳＣ４で審議される標準化案件の国内における検討を推進し、その意見を取りまとめるため、証券会社、証券取引所、証券業務に従事する銀行及び「銀行業務、証券業務およびその他金融サービスに関する専門委員会」（以下「ＴＣ６８」という。）のメンバーである日本銀行等の専門家等をメンバーとする「ＩＳＯ証券関係対策連絡会」を組織し、我が国証券金融業界等におけるＩＳＯ国際規格のユーザの意見がＩＳＯの場に十分反映するように努めているところである。

２．今回のハイライト

今回のＳＣ４ソウル年次総会の会議全体を通じて見られた証券業務等の標準化に対する最近の論議の傾向は次のとおりであった：

１）『証券メッセージの更なる進化発展の方向性について追認』

証券メッセージをコンピュータ・ファイル言語の一種であるＸＭＬの形式に書き換えることによって、目覚ましい進歩を遂げている証券業務に対応していこうとする動きが、さらにＸＭＬの柔軟性を発展的に利用するとの観点から加速してきている。また、その守備範囲も証券業務にとどまらず、金融業務にまで拡大してきている。こういった動きに対しては、証券メッセージのユーザからは、対応のために必要なシステム変更費用等、コスト増に対する警戒感は根強いが、ＳＣ４では、このＸＭＬ形式の国際標準が普及するまでには、なお５～１０年といった時間的な猶予があり、その間にユ

ーザ側における対応が順次可能としている。ISOが引続き国際標準についてイニシアティブを維持するためには、XMLへの対応は不可欠との強い姿勢の現れであろう。

2) 『国際標準の有料化の動きの加速』

昨年、論議を呼んだ米国における証券識別コード(CUSIP)のデータベース化による有料化の問題が今年は国際証券識別コードのISINのライセンス課金へと発展し、論議の震源が米国からヨーロッパ(ISINの登録管理機関であるANNAの本部はパリ)に移った。国際標準の管理維持にはコストがかかり、さらに国際的な優位性を維持していくためには、技術革新も必要、そういった面からも有料化の方向に拍車がかかってきた。

3. 審議の主な内容

1) 30勧告2、勧告3及び勧告8についての再検討

G30勧告の中でSC4の国際標準に関係のある勧告2(メッセージ標準と通信プロトコルの調和)、同3(レファレンス・データ標準の策定と導入)及び同8(コーポレート・アクションや税金控除措置及び外人保有制限対応を含む証券管理サービス・プロセスの自動化及び標準化)について議論された。そして、これらの勧告をSC4としても承認するとともに、今後とも効果的なアドバイスの方法について探っていくこととなった。(決議458)

2) 事務局報告

SC4事務局より、新たにPメンバーとなったルクセンブルク及び中国、Oメンバーとなったアルゼンチンの紹介、国連の標準化機構、UN/CEFACTのリエゾンA就任、WG9(産業部門分類リファレンス)の解散、WG11(市場データ・モデル)の設置及び事務局長の交代等について報告があった。なお、ISOにおける活動(総会への出席及びナショナル・レポートの提出)が不活発な機関をリエゾンAからBに降格する等の措置が再確認された。(決議461)

3) 議長報告

SC4議長から概略説明があり、その後意見交換が行われた。その中では、特に昨年の米国チャールストン年次総会において、SC4の名称及び業務範囲は変更しないと一度は確約したものの、その後に開催されたTC68等の会合において議長らによりSC4の名称変更や業務範囲変更に波及する提案があり、TC68の場で議論が再燃したことに対して、議長より「XMLの持つ柔軟な機能や拡張性を考慮して、ISO15022の第2版(XML)についてはISO20022という独立した国際標準とするとともに、同国際標準の守備範囲は証券業務のみならず、金融証券業務全般に至るものとなった。これによりSC4の名称や業務範囲についても再考を余儀なくされたが、この国際標準の審議機関をSC4からTC68に変更

することとなったこと及びISO 20022の開発に当っては、UN/CEFACT (TBG5) との協力において今後進められていくことになった等の状況の進展に鑑み、現行のSC 4の名称や業務範囲は、当分の間、維持すべきである。」との説明があり、SC 4はこれを了承した。(決議463) また、金融証券メッセージのXML化という方向性については、SC 4においてすでにコンセンサスが形成されており、ISO 15022 (第2版) のISO 20022への移行とそれに伴う名称やスコープの問題、更に同国際規格のSC 4からTC 68に移譲されることについて特に反対は出なかった。

4) 各国報告

各国の代表よりナショナル・レポートの報告が行われた。我が国からは、決済制度改革の状況、ISITCジャパン及びFIXジャパンの活動状況及びISO証券関係対策連絡会のここ1年間の審議状況について概略説明を行った。我が国の報告に対しては、議長より非常に活発な検討が進められているとのコメントがあった。なお、各国からのナショナル・レポートの報告において特記すべき事項は、次のとおりであった：

- 英国からISO 15022自体が比較的最近の導入であり、さらにISO 20022への移行に伴うシステム変更のコスト等を勘案するとISO 15022のXMLバージョンといった限定的分野の検討が今後も堅持されるべきではないかとの意見表明があった。これに対して議長からは、コンバージョンのツール(リバース・エンジニアリング)が登録機関(RA)から供給されることとなっており、移行のインパクトは極力抑えられるとの発言があり、また、WG 11の主席からは、ISO 20022におけるメッセージ開発は、これまで既存のメッセージがあまり存在しない投資信託の分野から始め、周りの環境整備を待って拡大されるとの発言があった。さらに、ISO 15022とISO 20022の共存の問題についてSC 4議長からは、5～10年間といった期間に及ぶ共存の見通しが示された。
- 米国から、金融商品の分類コードであるCFIコードについてモゲージ証券の発行等に絡み自国の市場ニーズを反映して同コードの国内使用においては、国際標準に追加的な情報を添付しているとの現状が報告され、CFIコードの改良の必要性が提起された。議論の結果、5年定期見直し時期の到来を待たずに適宜改良を検討することとなり、WG 6が担当し、米国、スイス及びその他の国々から本年中を目処としてCFIコードの改訂に向けた具体的な問題提起のペーパー提出を受けることとなった。(決議481)

5) リエゾン機関等報告

リエゾン機関等から提出のあった報告のうち、ANNA(証券識別コード等の各

国の付番機関が組織する国際機関)、E C B S (欧州銀行業務標準化委員会)、ユーロクリア、F I S D (ソフトウェア及び情報業者協会金融情報サービス部門)、S W I F T、F I X及びI S I T C-I O Aについてそれぞれ口頭報告があった。その中で重要なポイントは次のとおりであった:

- A N N AからI S I Nのライセンス課金の問題の報告あった。この問題はS C 4議長報告においても、I S Oに苦情が寄せられておりA N N A議長に対して書簡により善処を求める旨の報告がなされている。まず、質疑の中で会議出席者からは、課金問題発生の原因となっているコストについては、コストと収益の間の関連性において透明性が保たれるかとの疑問が示され、データベースシステムの維持等のコストというだけでは不十分との指摘があった。そして、I S I Nの普及に伴う広範な国における付番機関の存在や取引の多様化によるA N N Aの管理の難しさについて、S C 4としては、A N N Aの傘下メンバーに対してS C 4が直接介入することはやはり不可能であり、あくまでA N N A内部での解決を前提としながらも、必要に応じてI S O 6 1 6 6を改訂の余地を残すといった結論に達した。最終的には、今回のところは、A N N A及び各国の付番機関との関係やS C 4との関係の詳細をアニュアルレポートにおける明示を求めることとなった。(決議483)

6) 登録機関及び登録管理グループ報告

- 証券取引等の国際化やS T P化、T + 1等決済期間の短縮化といった世界的な潮流や変化に対してI S I Nコード(I S O 6 1 6 6)等の国際標準の対応が困難になってきたとのA N N A議長報告を受入れ(決議482)A N N Aによるガイドラインの改訂作業についてはS C 4としても一定の理解を示した。
- I S O 1 5 0 2 2の登録管理グループから同グループのメンバーリストが提出され了承された。なお、このリストには含まれていないが日本証券業協会から参加意向の表明があり、これにより主要市場が網羅されたことによりジオグラフィカルなカバーレッジはほぼ達成されたとの追加報告があった。

7) 作業部会(WG)の活動状況報告

S C 4では、現在、W G 6 (金融商品の分類)、W G 1 0 (I S O 1 5 0 2 2-X M L)及びW G 1 1 (市場データモデル)等、活発に活動している作業部会が、それぞれの作業部会主査より活動状況報告を行い了承された。(決議497~505)

8) 次回の会合

来年の年次総会は、9月12~13日の間にベルギーのラフルブにおいて開催し、2006年は中国で開催することを決定した。(決議507及び508)

(以上)